

(協定締結後の公表)

「ふれあいの森」における協定の締結について

令和7年1月7日
鳥取森林管理署長

下記のとおり、鳥取森林管理署管内のふれあいの森において、活動希望者との協定を締結しましたので公表します。

記

1. 「ふれあいの森」制度の概要

(1) 趣旨

国有林野においては、広く国民に開かれた管理経営の推進に資するとともに、森林をフィールドとしたボランティア活動に参加したい、直接森林とふれあいたいなど国民の皆様の様々なご要望に応じて参りました。さらに近年、企業の社会的責任(CSR)活動等新たな協定締結による国民参加の森林づくりが増加し、また、広範な区域について長期間の協定締結が希望されるなど国民のニーズも多様化・高度化しています。

そこで、それらのニーズに対応しつつ、広く国民に開かれた国有林野の整備を進めるために、手続きの透明性をより高めつつ、多様な森林整備や保全活動の要請に対応できるよう、協定締結による「国民参加の森林づくり」を推進しています。

(2) ふれあいの森における活動

団体が自ら企画して行う、森林整備活動を目的とした植栽、保育、森林保護等の活動や、それらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を実施していただくことができます。

2. 協定相手方

団体名	那岐山を守る会
代表者	会長 檀原 和人
所在地	鳥取県八頭郡智頭町奥本 11

3. 協定をした森林の概要

(1) 所在地 鳥取県八頭郡智頭町 那岐山国有林 74 イ・75 イ 1 林小班内
(別添位置図参照)

(2) 面積 0.0240ha

(3) 法令制限 国定公園特別1種、鳥獣害防止森林区域、水源かん養保安林(75 イ 1 林小班のみ)の各種法令制限がかかっています。

4. 協定内容

(1) 協定期間 自 令和6年10月1日 至 令和9年3月31日

(2) 当初協定締結日 令和6年9月30日

(3) 活動内容 春に自生している木の枝を採取し、採取した枝を籠でプランターに植え苗木を4年かけて育てこれを那岐山に植生する。

(4) 協定書 (写) のとおりです。

5. お問い合わせ先

鳥取森林管理署 担当 業務グループ 総括森林整備官
所在地 鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階
電話 050-3160-6125

(写)

ふれあいの森におけるドウダンツツジ再生活動に関する協定書

鳥取森林管理署長（以下「甲」という。）と那岐山を守る会（以下「乙」という。）は、ふれあいの森におけるドウダンツツジ再生活動に関し、次のとおり協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づくふれあいの森におけるドウダンツツジ再生等の活動が円滑に実施されることを目的とする。

第2（ふれあいの森の名称、位置及び面積）

甲は、鳥取森林管理署那岐山国有林74イ、75イ1林小班の0.0240haをふれあいの森として乙に活動させるものとする。

なお、ふれあいの森の名称は、「那岐山ドウダンツツジの森再生」とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあつては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8 (安全確保等の措置)

- 1 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

第9 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10 (立木竹等の所有権等の権利)

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11 (施設の設置等)

- 1 乙は、活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

第12 (法令等の遵守)

乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13 (山火事防止等の措置)

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期すとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14 (損害賠償)

乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15 (活動の円滑な実施への協力)

甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第16 (ふれあいの森の適切な管理)

甲は、ふれあいの森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、

適
第17 (1) (2) (3) (4) (5) (6)
前
(1) (2)
ま
こ
目
台
(5)
-
(6)
フ
2
こ
た
が
か
第18 (1) (2)
こ
と
こ
と
第19 (1) (2)
は、
上記
1通を
令和

適切な管理を行うものとする。

第17（協定の破棄等）

- 1 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。
 - (1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
 - (2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合
 - (3) ふれあいの森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
 - (4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
 - (5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
 - (6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合
- 2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

第18（協定の有効期間）

- 1 この協定は、令和6年10月1日から令和9年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

第19（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年9月30日

(甲) 鳥取森林管理署

住所 鳥取県鳥取市吉方109 鳥取第3地方合同庁舎2階
氏名 鳥取森林管理署長 寺岡 猛



(乙) 那岐山を守る会

住所 鳥取県八頭郡智頭町奥本11
氏名 那岐山を守る会会長 檀原 和人



(別紙様式1) 「ふれあいの森」における全体活動計画書

令和 年 月 日

鳥取森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所 鳥取県八頭郡智頭町奥本11

氏名 那岐山を守る会会長 檀原 和人 印

「ふれあいの森」における全体活動計画書

1 「ふれあいの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
那岐山ドウダンツツジの森再生	那岐山国有林 74 イ・75 イ 1 林小班	0.0240ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール

単位：回

活動の内容	1年次 R 6	2年次 R 7	3年次 R 8			合 計
合 計						

- (注) ・活動内容については、頻度 (回数) 等について記述する。
 ・資材・道具置場等の仮設工作物を設置する場合は記述する。

3 その他

※ 各種法令の指定状況

- ・国定公園特別1種
- ・鳥獣害防止森林区域
- ・水源涵養保安林 (75 イ 1 林小班のみ)

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式1)

鳥取森

1 「ふれ

那岐山

2 令和

注

参考：7

3 その

※ 各種

- ・国定公
- ・鳥獣害
- ・水源涵

(注) 7

(別紙様式2) 「ふれあいの森」における年間活動計画書

令和 年 月 日

鳥取森林管理署長 殿

協定者(代表者)

住所 鳥取県八頭郡智頭町奥本11

氏名 那岐山を守る会会長 檀原 和人 印

令和 年度「ふれあいの森」における活動計画書

1 「ふれあいの森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
那岐山ドウダンツツジの森再生	那岐山国有林 74イ・75イ1林小班	0.0240ha

2 令和 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、間伐、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他

※ 各種法令の指定状況

- ・ 国定公園特別1種
- ・ 鳥獣害防止森林区域
- ・ 水源涵養保安林(75イ1林小班のみ)

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

(別紙様式3) 「ふれあいの森」における年間活動実績報告書

(別紙様式

令和 年 月 日

鳥取森林管理署長 殿

鳥取森林

協定者 (代表者)

住所 鳥取県八頭郡智頭町奥本11

氏名 那岐山を守る会

会長 檀原和人 印

令和 年度「ふれあいの森」における活動実績報告書

1 「ふれあいの森」の名称・位置・面積

1 協定の

名 称	位 置	面 積
那岐山ドウダンツツジの森再生	那岐山国有林 74 イ・75 イ 1 林小班	0.0240ha

2 これま

3 協定解

2 令和 年度活動実績

4 施設等

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

(1) 撤去

(2) (1

(3) (1

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

名

(別紙様式4) 「ふれあいの森」の協定解消の申請書

日

令和 年 月 日

鳥取森林管理署長 殿

協定者 (代表者)

住所 鳥取県八頭郡智頭町奥本11

氏名 那岐山を守る会

会長 檀原和人 印

1 協定の森の名称・位置・面積・協定の有効期間

2 これまでの活動経緯・現状

3 協定解消を求める事由

4 施設等の撤去の有無

(1) 撤去必要な施設等の有無

有・無

(2) (1)で「有」とした場合の、施設種類・施設数

(3) (1)で「有」とした場合の、施設撤去予定期日

年 月 日

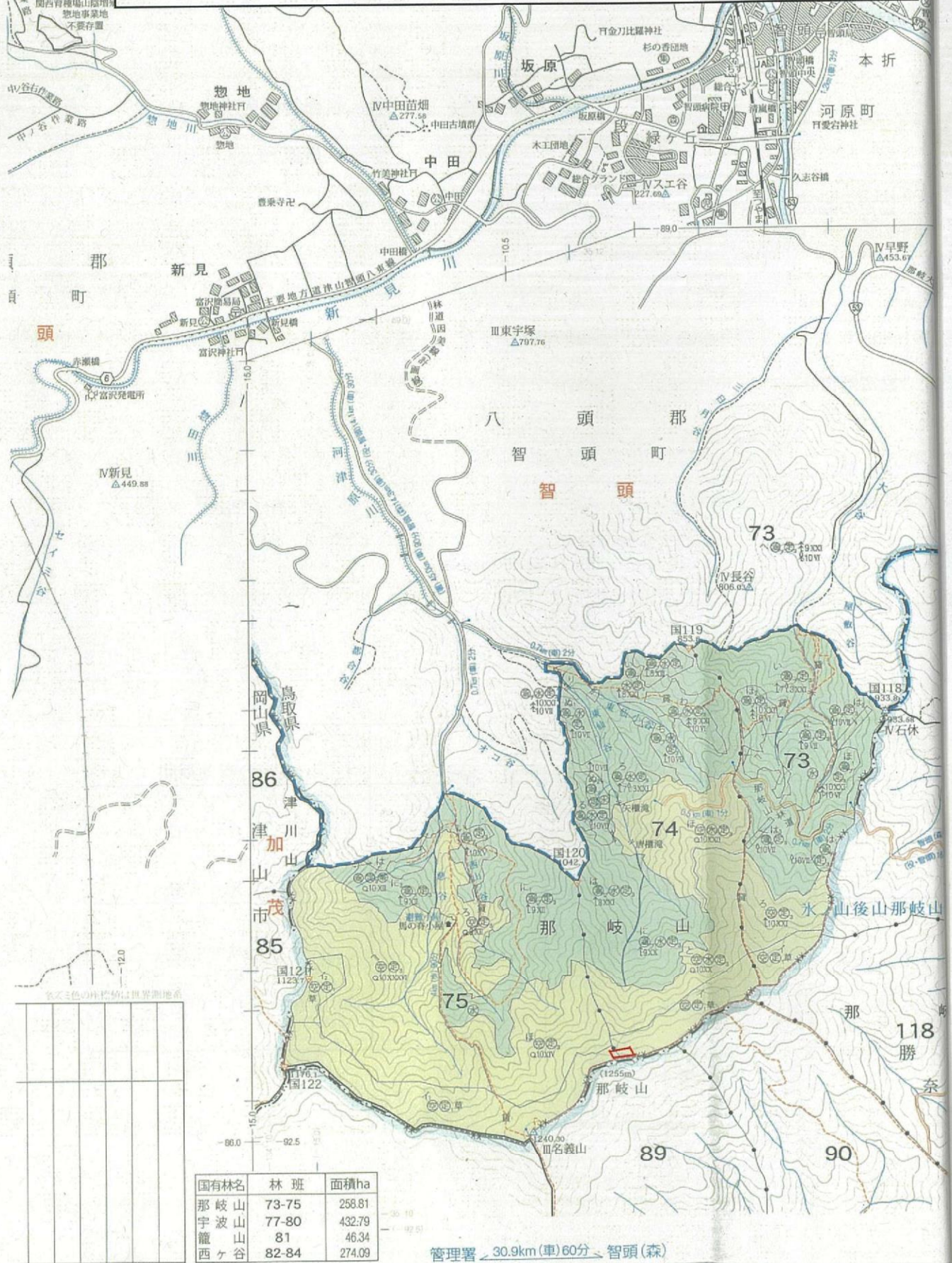
名称	位置	面積	協定の有効期間
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ~ 年 月 日
	国有林 林班 小班	ha	年 月 日 ~ 年 月 日

0.0240ha

大人、等

位置図

所在：鳥取県八頭郡智頭町 那岐山国有林74イ・75イ1林小班内
 面積：0.0240ha
 縮尺：1/20,000



国有林名	林班	面積ha
那岐山	73-75	258.81
宇波山	77-80	432.79
籠山	81	46.34
西ヶ谷	82-84	274.09

管理署 30.9km(車)60分 智頭(森)

森理之印
取管
鳥林署

那岐山
を守る
舎之印